☆☆第一回　高松手話通訳派遣拒否事件訴訟　　第１回期日　速報☆☆

☆今日の期日について☆

１　はじめに

　今日は、高松手話通訳派遣拒否事件の第１回目の期日でした。

期日は、高松地方裁判所６階の法廷で、１４：３０から始まりました。

　今日の期日の内容について速報です。

２　訴状・答弁書等の陳述

　今日の期日は第１回目でしたので、原告が、訴状と訴えの追加的変更についての書面を陳述（＝裁判所に訴状を提出して、訴状の内容を、正式に裁判で取り扱うこと）しました。また、被告側から、これに対する反論書面（答弁書、準備書面（１））が提出されました。

　なお、訴えの追加的変更について説明します。原告は、訴訟を提起した時点では、「専門学校のオープンキャンパス・保護者説明会に手話通訳の派遣を認めなかったのはおかしい」と主張していたのですが、その後、高松市が、専門学校の入学式への手話通訳派遣も拒否したため、「入学式に手話通訳派遣をしないのはおかしい」という主張を付け加えました。この、主張の付け加わった部分についての書面の提出が、訴えの追加的変更、という部分です。

３　意見陳述について

今日の法廷では、弁護団と池川さん本人が、裁判官や被告、傍聴席のみなさんに向かって、「なぜこの訴訟を起こしたのか。何が問題なのか。」をわかってもらうために意見陳述を行いました。

４　今後の予定について

（１） 今後の進行予定

　今後の進行については、原告が、次回の期日までに、①被告の主張に対する求釈明（＝被告の主張の意味を明らかにしてほしいと裁判所を通じて被告に申し入れること）を行い、②今日被告から陳述された答弁書、準備書面（１）に対して反論することになりました。

（２） 次回期日

今日の期日において、以下の日時に期日を持つことが決まりました。

平成２５年９月３０日　１４：３０～＠高松地方裁判所６階

平成２５年１２月９日　１４：３０～＠高松地方裁判所６階

ただし、次回期日については、他の部屋を利用するなどして、もっと早い時期（６～７月ころ）に期日を入れられるよう、裁判所、被告と協議することになりました。

☆今日の様子☆

１　傍聴席の様子

　高松市手話通訳派遣拒否事件訴訟、第１回口頭弁論期日。

　傍聴席の様子は、通常と裁判とは全く異なっていました。

傍聴席は満員です。そして、傍聴席には磁気ループのスペースが確保されました。要約筆記用にパソコンとプロジェクターが置かれ、要約筆記の内容が壁に映し出されました。傍聴席の一番前には手話通訳者が立ち、法廷に背を向ける形で傍聴席向けに手話通訳を行いました。盲ろう者の通訳のため一部の椅子が取り外されました。これは、今までの民事裁判ではなかった光景です。

　原告弁護団は、１年かけて「傍聴席にも情報保障を」と訴え、裁判所と何度も話し合いました。裁判所は、手話通訳の公費負担は認めませんでしたが、一方で、今日実現した傍聴席の環境作りには協力してくれました。

　その結果、今日の期日では、何の手当てもなければ法廷で使われる音声の日本語をそのままキャッチできない（あるいはキャッチすることが難しい）方々が、健聴者と同じように、裁判で何が起こっているかをリアルタイムで理解し、裁判を傍聴できたのです。

　これは、本当は「当然のこと」です。障害があるからといって、裁判の傍聴ができないのはおかしなことです。けれど、今まで、日本の民事裁判では、このような態勢が整っていませんでした。今日の傍聴席の様子は、とても画期的なことだったのです。

　そんな、「今までにない」傍聴席に見守られて、今日の裁判はスタートしました。

２　意見陳述

（１）意見陳述について

　今日の法廷では、弁護団と池川さん本人が、裁判官や被告、傍聴席のみなさんに向かって、「なぜこの訴訟を起こしたのか。何が問題なのか。」をわかってもらうため、裁判所に１時間確保してもらい、意見陳述を行いました。

（２）原告の請求内容の説明

まず、弁護団員の藤木弁護士が、手話で、池川さんが手話通訳派遣を高松市から拒否された経緯やその後の経緯、そして、高松市の処分の何が問題なのか、池川さんが何を求めているのかについて説明しました。

（３）池川さん自身の思い

　次に、池川さん自身が証言台に立ち、どのような思いで今まで子育てをしてきたか、高松市の処分をどのような思いで受け止めたか、どのような思いで、今日この法廷に来たのか、そういった思いをぶつけました（→（５）へ）。

（４）聴覚障害とは？手話とは？

　最後に、弁護団の田門から、そもそも聴覚障害とは何か、「ろう者」とは何か、手話とはなにか、といったことについて説明しました。

（５）池川さんの意見陳述

　「私には手話しかありません。なのに、なぜダメなのか。他の手段があるというのか、市長に会って聞きたい。（専門学校のオープンキャンパスや保護者説明会に手話通訳を派遣しないと言われて）母として否定された気持ちでした。」

証言台で、池川さんは、手話で訴えました。

　幼いころに聴力を失い、健聴者の母から口話を厳しく教えられたこと、手話を覚えたこと。手話を覚えてコミュニケーションがやっとスムーズにできるようになったこと。手話で友達と会話する池川さんを見て、母親が「手話ならわかるのね」と言ったこと。そして、自らが母親になってから、健聴者の娘を、耳が聞こえない中で―お母さん同志の井戸端会議や学校の先生からの電話、そういった健聴者の情報ネットワークに入れない中で―懸命に育ててきたこと。そんな中で、長女が自分で自分の将来を決める年ごろに差し掛かり、進学先として専門学校を希望したこと。そこで、オープンキャンパス及び保護者説明会に出ようとして、手話通訳の派遣を申請して拒否されてしまったこと。

　池川さん自身の手での訴えは、とても切実なものでした。

　池川さんの思いは、裁判官に届いたでしょうか。裁判官には、自分だったら、自分と自分の子供だったら、自分と自分の両親だったら、といったことを想像してほしいと切に願います。

３　その後

　記者会見及び報告集会を行いました。

　記者会見では、池川さんの今後の意気込み、弁護団の今後の方針等についての質問に加え、今日の傍聴席の様子を見てどう思ったかといった質問が出て、改めて、「情報保障」についての注目度の高さを認識しました。

　今後も、弁護団は、「高松市は、池川さんに手話通訳をつけるべきだった」と裁判所に判断してもらうため、障害者の情報保障の現状を改善していくため、努力を続けていきますので、今後ともよろしくお願いします。

以 上